

【事案Ⅱ－6】入院共済金請求

・ 平成 27 年 3 月 19 日 裁定終了

<事案の概要>

被共済者が転倒事故により入院したため、不慮の事故に該当するとして請求したが、共済団体は「不慮の事故」に該当しないことを理由に疾病の取扱として、災害入院共済金が支払われないことを不服として申立てがあった。

<申立人の主張>

入院共済金 117,000 円のうち既支払額 58,500 円との差額の 58,500 円を申立人に支払え、との判断を求める。

(1) 平成 26 年 5 月 11 日スーパーにて買い物中転倒し、39 日間の入院をしたため共済金を請求したところ、共済団体により病気による入院共済金 58,500 円の支払いを受けた。

申立人は不慮の事故に該当するとして、異議申立てを行ったが、元々内在していた「骨化症」がこの事故を契機として痛みや症状が出たと判断して、骨化症は 5 月 11 日の事故を直接の原因として発症した外傷と判断できず、災害入院共済金ではなく病気入院共済金として支払う旨の回答があり覆らなかった。

(2) 共済団体の説明の中で転倒後に頸髄症状が出現したことを認めながら、医療照会により「外傷のみと判断される所見なし」「存在した狭窄・内因＋外因で悪化とも考えられる」とある。

「骨化症は内因性で外傷ではない」等の理由で事故を契機としてはいるが、事故を直接の原因として発症した外傷と判断しない旨あるが、不慮の事故によって内因（骨化症）＋外因により脊髄が圧迫され症状出現して悪化したのに、なぜ災害「不慮の事故」とみなされないのか。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

(1) 共済団体は、申立人が請求されていたケガによる入院に対する共済金の支払可否判断のために病院へ医療照会を行った。その結果は、以下のとおりである。

① 初診時の患者（申立人）の主訴について

「26 年 5 月上旬より徐々に両下肢不安定感と両上肢のしびれを自覚。その間、時々転倒したこともある、とのこと」

② 検査所見

「明らかに外傷のみと判断される所見なし。もともと存在したと考えられる狭窄

を認め、内因+外因で症状悪化とも考えられる。」

③ 入院の原因となった頸椎後縦靭帯骨化症の原因について

「外傷によるものではない。内因性である。症状の誘発原因については内因+外因の可能性もある。外因のみ、もしくは内因のみとの判断は困難である。」

(2) 申立人は「申告の不慮の事故により入院した」と主張する。しかしながら、診断書では「C3/4 OPLL (後縦靭帯骨化症) による脊髄圧迫が著明であり手術」とされており、入院原因は頸椎後縦靭帯骨化症であることが確認できる。

(3) 難病情報センターのHPによると、「頸椎後縦靭帯骨化症」について「脊椎椎体の後縁を上下に連結し、脊柱を縦走する後縦靭帯が骨化し増大した結果、脊髄の入っている脊柱管が狭くなり、脊髄や脊髄から分枝する神経根が圧迫されて知覚障害や運動障害等の神経障害を引き起こす病気です。」とし、明らかに「病気」と表現している。

(4) 主治医の「明らかに外傷のみと判断される所見なし。もともと存在したと考えられる狭窄を認め、内因+外因で症状悪化とも考えられる。」「OPLLは内因性であり、外傷によるものではない。」等の所見から、それまでは痛みや症状はなかったとしても、元々内在していた「頸椎後縦靭帯骨化症」が申立人申告の事故を契機(きっかけ)として痛みや症状が出たにすぎず、申立人申告の事故を直接の原因として発症した外傷とは判断できない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

(1) 本件約款・事業規約において、不慮の事故とは、急激かつ偶然な外因の事故をいうと定められているところ、「外因」とは、傷害の原因が被共済者の身体の外部からの作用であることをいい、身体の疾患等内部的な原因に基づくものを排除するための要件であると解するのが相当である。

また、約款・事業規約では、不慮の事故を直接の原因とする入院であることが災害入院共済金の支払要件であるから、不慮の事故が入院の直接の原因でなければならない。すなわち不慮の事故と入院の原因である傷病との直接性とは、事故、受傷、傷病に順次相当因果関係が肯定されることを前提に、事故と傷病との直接性を求めたものと解すべきである。

(2) 「直接」という文言の趣旨は、本件入院の主たる原因であるべきところ、本件では転倒事故自体はその契機にすぎず、当該事故からは、通常、当該疾病の発症、増悪は生じないということ、すなわち相当因果関係は成立しないものと解される。

そして、上記認定によれば、申立人は、頸椎後縦靭帯骨化症に罹患し、これが原因で入院しており、医療照会によれば「26年5月上旬より徐々に両下肢不安定感と

両上肢のしびれ自覚、その間、時々転倒したこともあるとのこと。」とあり、本件事故以外にも転倒したことがあったことを伺い知ることができる。

(3) 申立人の入院原因となった傷病である「頸椎後縦靭帯骨化症」は、骨化症に基づく骨化した後縦靭帯の神経根の圧迫であり、本件事故が神経圧迫の症状を生ずるような直接のきっかけになったことを完全に否定することはできないけれども、仮にそうであったとしても、骨化症が相当程度重篤な状態まで進行していて、日常生活上頻繁に生じうる軽微な外因となった本件事故を契機として症状を出現させたものと推認され、本件事故から入院との間に順次相当因果関係を肯定することは困難であることからすれば、本件事故を入院の直接の原因ということはできない。